５　木竹の伐採に係る基準

（１）伐採

○伐採は必要最低限に抑えること。
○可能な限り道路沿いその他の公共空間に隣接する部分の既存樹木の保全や移植に努めること。
○やむを得ず伐採した場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変り等に配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮すること。

